

資料 - 6 検討の経緯

塩竈市地域新エネルギービジョン策定等事業
策定委員会の開催状況

	開催日	議事内容
	策定委員会	
第1回	2003年10月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・新エネルギー勉強会（NEDO） ・事業概要の説明 ・基本方針およびスケジュールの確認 ・市民および事業者アンケートの実施内容について
アンケート調査実施（2003年10月18日～29日） ：市民1,300件、事業所150件		
まちづくり研究所 環境部会との意見交換会 （2003年11月22日）		
第2回	2003年12月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査結果報告（地域住民、事業者の意見分析） ・地域特性とエネルギー消費量の分析 ・新エネルギー賦存量状況による方向性の確認
第3回	2004年1月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・新エネルギービジョンの方向性の確認 ・具体的な導入プロジェクトの検討（案） ・地域特性の再確認
先進地視察（2004年2月27日～28日）		<ul style="list-style-type: none"> ・（株）東北エコシステム（BDF） ・秋田ウィンドファーム（風力発電） ・能代森林組合（木質バイオマス発電）
第4回	2004年2月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・導入プロジェクトの検討（最終案） ・重点プロジェクトの策定 ・具体的な推進計画の策定 ・報告書（案）の確認

塩竈市地域新エネルギービジョン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 塩竈市地域新エネルギービジョン策定事業の内容等を検討し、意見を聴取することを目的として、塩竈市地域新エネルギービジョン策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、塩竈市地域新エネルギービジョン策定事業の内容及び実施状況等について検討し、検討結果に基づき意見交換を行い、塩竈市に対して助言を行うものである。

(組織)

第3条 策定委員会は、学識経験者、市民、関係団体関係者、行政機関関係者等で構成する。

- 2 策定委員会に委員長を置く。
- 3 委員長は、委員の互選により定める。
- 4 委員長は、会務を総理し、会議の議長にあたる。

(会議)

第4条 策定委員会は、委員長が召集する。

(関係者の出席)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは関係者の出席を求め、必要な資料を提供させ、意見や説明を求めることができる。

(事務局)

第6条 策定委員会の事務局は、総務部政策課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この庁訓は、平成15年9月18日から施行する。

塩竈市地域新エネルギービジョン策定委員会
委員名簿〔10名 オブザーバー除く〕

	分野	氏名	所属	備考
委員	学識経験者	さいとう たけお 齋藤 武雄	東北大学大学院 環境科学研究科	大学院教授
		さくらい つねや 櫻井 常矢	(財)みやぎ・環境とくらし・ネットワーク	理事
	市民代表	ばば せいこ 馬場 正子	塩釜まちづくり研究所 環境部会	
		おきもと みずえ 沖本 みずえ	元市政モニター	
	関係行政機関	あんざい ふみお 安齋 文雄	宮城県環境生活部 環境政策課	新エネルギー対策専門監
	関係団体関係者	すずき ひさと 鈴木 久仁	塩釜市浅海漁業振興協議会	会長
		たかはし かほ 高橋 香帆	塩釜商工会議所 女性会	会長
		かつまた みのる 勝又 実	塩竈市団地水産加工業協同組合	副組合長
	エネルギー供給関係者	しょうじ きみお 庄子 公男	塩釜ガス株式会社	副社長
		うすい しずお 薄井 鎮雄	東北電力株式会社 塩釜営業所	所長

は、代理出席を可能

塩竈市地域新エネルギービジョン策定本部設置要綱

(設置)

第1条 新エネルギーの導入を検討する塩竈市地域新エネルギービジョン(以下「新エネルギービジョン」という。)の策定及び推進を図るため、塩竈市地域新エネルギービジョン策定本部(以下「策定本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定本部の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 新エネルギービジョン計画案及び策定方針の決定に関すること。
- (2) 新エネルギービジョン策定の総合調整に関すること。
- (3) その他新エネルギービジョン策定のための重要事項の決定に関すること。

(組織)

第3条 策定本部は、本部長、本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 本部員は、塩竈市庁議等に関する規程(昭和60年庁訓第14号)第5条に規定する職にある者(前項に規定する者を除く)をもって充てる。

(会議)

第4条 本部長は、策定本部を統轄する。

(関係者の出席)

第5条 本部長は、必要と認めた場合は、策定本部に本部員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 策定本部の事務局は、総務部政策課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この庁訓は、平成15年9月18日から施行する。

塩竈市地域新エネルギービジョン策定幹事会設置要綱

(設置)

第1条 新エネルギーの導入を検討する塩竈市地域新エネルギービジョン(以下「新エネルギービジョン」という。)の策定及び推進を図るため、塩竈市地域新エネルギービジョン策定幹事会(以下「策定幹事会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定幹事会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1)新エネルギービジョン計画案並びに策定方針に関すること。
- (2)新エネルギービジョン策定の調整に関すること。
- (3)新エネルギーの普及促進に関すること。
- (4)その他新エネルギービジョン策定のための重要事項に関すること。

(組織)

第3条 策定幹事会は、幹事長、幹事をもって組織する。

- 2 検討委員会に幹事長を置く。
- 3 幹事長は、政策課長をもって充てる。
- 4 幹事長は、会務を総理し、会議の議長にあたる。
- 5 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる

(会議)

第4条 幹事長は、策定幹事会を招集し、その議長となる。

(関係者の出席)

第5条 幹事長は、必要と認めた場合は、策定幹事会に幹事以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 策定幹事会の事務局は、総務部政策課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

附 則

この庁訓は、平成15年9月18日から施行する。

別表（第3条関係）

塩竈市新エネルギービジョン策定幹事会 幹事名簿 [幹事 11名]

幹事長	政策課長	
幹事	総務部	総務課長 財政課長
	市民生活部	市民課長 環境課長
	健康福祉部	社会福祉事務所長
	産業部	水産課長
	建設部	都市計画課長
	教育委員会	総務課長
	市立病院	業務課長
	水道部	総務課長
事務局	総務部政策課	